

障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）
支給申請書

障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

なお、本申請日時点において、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届について、届出漏れがないことを申し添えます。

平成 年 月 日

労働局長 殿 事業主 住 所 〒
又は 名 称
代理人 氏 名

印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）の支給に係る申請事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に申請事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。

事業主又は 住 所 〒
社会保険労務士 名 称
(提出代行者・事務代理者) 氏 名

印

①申請事業者の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号						
②両立支援制度活用計画期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
③認定年月日		平成 年 月 日		④認定番号		
⑤申請額	制度活用助成 <input type="checkbox"/> 有期契約労働者 20万円 <input type="checkbox"/> 雇用期間の定めのない労働者 20万円			合計 万円		
⑥国等からの補助金等（本助成金を含む）受給の有無		有 () ・ 無				
⑦申請書作成担当者				電話番号		
社会保険労務士記載欄	作成年月日				電話番号	
	提出代行・事務代理者の表示					
※処理欄 (労働局記入)	受理年月日		平成 年 月 日		支給（不支給）決定年月日	
	支給（不支給）決定金額		円		支給（不支給）決定番号	
	過去における本助成金の活用の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 環境整備助成（企業在籍型職場適応援助者を配置した場合） <input type="checkbox"/> 環境整備助成（両立支援コーディネーターを配置した場合） <input type="checkbox"/> 制度活用助成（有期契約労働者） <input type="checkbox"/> 制度活用助成（雇用期間の定めのない労働者） <input type="checkbox"/> 無			
備考						
※決裁欄 (労働局使用)	局長	部長	課長	課長補佐	係長	担当

（提出上の注意）

- 1 この申請書は、両立支援制度活用計画期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部あてに提出して下さい。なお、この申請書は労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせ下さい。また、提出期間を過ぎると支給申請することができなくなりますのでご注意下さい。
- 2 支給申請書には次の書類を添付して下さい。
 - 当該労働者が制度活用計画期間において6か月以上雇用維持されていることを証明する書類
 - 当該労働者が制度活用計画期間において月平均5日以上勤務していることを証明する書類
 - 両立支援プラン達成状況概要票（様式第 b-5 号別紙）
 - 主治医意見書の発行費用に関する事業主負担を証明する書類
 - 支給要件確認申立書（共通要領様式第 1 号）
 - その他管轄労働局長が必要と認める書類

（記入上の注意）

- 1 ③及び④欄について、変更申請をした場合は、変更前の認定日、変更前の認定番号を記入して下さい。
- 2 支給申請日において国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等（本助成金を含む。）を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金（制度活用助成）の対象とならないことがあります。⑥欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金等のすべてについてその名称を記入して下さい。（書ききれない場合は別紙に記入して添付して下さい。）
- 3 ⑦欄には、この申請書の内容を了解している作成担当者を記入して下さい。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

（書類等の保管）

助成金（制度活用助成）の支給を受けた事業主は、助成金（両立支援制度助成）の申請に当たって提出した書類等について、当該助成金（制度活用助成）の最後の支給日の属する年度から起算して5年間整理保管することとされています。また、これらの書類等について都道府県労働局より提示、提出を求められたときは、速やかに提示又は提出下さい。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法の規定に基づき罰せられることがあります。

（助成金（制度活用助成）の支給を受けるためには、以下のような条件が定められています。この他の条件等の詳細については、労働局にお問い合わせ下さい。）

両立支援制度整備計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から本助成金（制度活用助成）に係る支給申請書の提出日までの間において、3人を超え、かつ、雇用保険被保険者の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。